

## あわじ環境未来島特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年2月]

正  
準

## I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値  $(4.8 + 4.3) / 2 = 4.6$ 

4.6

## i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	エネルギー(電力)自給率	154%	5
2	二酸化炭素排出量	131%	5
3	再生可能エネルギー創出量	145%	5
4	新規就農者数	93%	4
5	再生利用が可能な荒廃農地面積	125%	5
6	一戸当たり農業生産額《定性的評価》	-	-
7	持続人口(定住人口+交流人口)《定性的評価》	-	-

評価指標毎の進捗の評価の平均値  $(5 \times 4 + 4 \times 1 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 5 = 4.8$ 

4.8

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。  
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

## ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.3

正：平成27年3月末までに計画が認定された地区／準：平成27年3月末時点では計画が認定されていない地区

## II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii)の平均値  $(4.0+4.3+4.8) \div 3 = 4.4$

4.4

### i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業  
(事項)

・太陽光発電施設の系統連系に係る迅速な手続の明文化  
(概要)

・小・中規模の太陽光発電施設の系統連系に係る手続の処理期間の明文化及び短縮がなされたため、施設整備の進捗が早まり、事業が円滑に進むことにより、特区事業として取り組む事業所・家庭での太陽光発電の導入促進をさらに推進している。

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置による事業  
(事項)

・小型蒸気発電器導入時の蒸気ボイラーに係るボイラータービン主任技術者の選任・工事計画書提出・使用前審査の手続き不要措置の摘要

(概要)

・ボイラータービン主任技術者の選任手続不要の温度に対する上限についての規制が削除されたことにより、技術者確保の負担が軽減されたことから、特区事業として取り組むバイナリー発電に関する実証研究事業について円滑に実施することができた。

等

専門家による評価の平均値

4.0

### ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

4.3

### iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.8

## III 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

4.0

・太陽光発電施設の設置の効果が大きいものの、環境・エネルギー関連の項目については全ての項目で目標を上回っていることから、これらの分野については、十分取組の成果が拡大的に現れているものと評価できる。

・再生可能な荒廃地面積が、平成27年度に40ha増加している点が気になる。自己評価においてこの点に関する説明がないが、増加の理由を分析し対応されることを望む。

・交流人口が定住人口に転換していない。これをどのように進めていくかが今後の課題である。この点も含め、持続人口の考え方については、その意義や地域に与える影響等について、引き続き熟慮する必要がある。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.0

## 総合評価

I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算  $(4.6+4.4+4.0 \times 2) \div 4 = 4.3$

4.3

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。